補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金 (商店街空き店舗における創業応援事業)		担当課(連絡先)	t	:文化局中小企) 地域産業支援課 EL 441-3303			
交 付 先	個人及び団体	商店街新規出店者		区分	その他の補助金			
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	実型】平成30年4月 補助金】平成30年6月(予定)					
(公募の場合) 応募要件	【商業機能充実型】対象者:商店街に不足する業種で,その商店街に出店する者。 〇出店しようとする商店街の推薦を受け,その商店街へ加入すること。 〇その他,営業時間等の条件あり 【創業支援型】対象者:商店街の空き店舗で創業を志す若者 〇平成26年4月以降の「認定特定創業支援事業」、「創業スクール(中企庁:地域創業促進支援事業)」等の修了者。ただし,福岡市商店街空き店舗創業応援塾実行委員会が実施する「商店街実地研修」の受講が必要。 〇創業しようとする商店街の推薦を受け,その商店街へ加入し,将来の役員候補としてとして活動していく意欲があること。 〇その他,業種,営業時間等の条件あり							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	平成27 年	度 経過年数	4	年度				
補助金の目的 及び 補助対象事業	商店街等の空き店舗を活用した不足業種の店舗出店や若者による創業を促進することで、商業機能の充実や商店街等を担う新たな人材の確保を図り、商店街の活性化に寄与することを目的とする。							
補助金の終期	平成32 年	度 延長回数	1	回				
終期を延長する 理由	平成25年度の商店街実態調査の結果及び平成26年度の福岡市商店街支援施策検討委員会からの提言を踏まえ、空き店舗の解消と商店街における人材の確保を目的として平成27年度から取り組んでいる事業であり、その評価には一定の実施期間が必要であることから、当面は継続して実施する。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 〇商業機能充実型 ・補助対象経費:改装費 ・補助率:1/2以下 ・補助限度額:改装費 30万円 定率 〇創業支援型補助金 ・補助対象経費:改装費 ・補助率:2/3以下 ・補助限度額:改装費 100万円							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び 再交付先への配分基準、 審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年	前年度		前々年度		前々々年度	
	4,500	件 7 千円 :	件 2,413 千円	9 3,	件 ,613 千円	5	件 3,029 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	平成29年度実績:7件 〇商業機能充実型補助金 継続申請 2件:井尻商店街振興組合1件,長住大通り商店街1件 新規申請 3件:井尻商店街振興組合2件,姪浜商店会連合会1件 〇創業支援型補助金 継続申請 2件:井尻商店街振興組合1件,六本松商店連合会1件 新規申請 0件							
補助金交付による効果	商店街の空き店舗での若者等の新規出店を促し,空き店舗の解消を図りながら,これからの商店街活動を担っていく人材を確保できている。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。